

～退職後の年金制度について～ (第3号厚生年金、退職等年金給付)

◆被保険者の種別

短期組合員

組合員

種別	被保険者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	第2号から第4号までの厚生年金被保険者以外の厚生年金被保険者	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員である厚生年金被保険者	国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員である厚生年金被保険者	全国市町村職員共済組合連合会、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

退職時に短期組合員である方でも、過去に第3号厚生年金被保険者の期間がある場合は、年金機構から支給される第1号厚生年金とは別に全国市町村職員共済組合連合会から第3号厚生年金、退職等年金給付が支給されます。

◆老齢厚生年金の手続

老齢厚生年金を請求できる受給権は、原則65歳から発生しますが、経過措置として65歳未満であっても「特別支給の老齢厚生年金」の受給権が発生します。

【受給資格】

特別支給の老齢厚生年金の受給権は、次の要件すべてに該当するときに発生します。

- ① 60歳以上65歳未満であること
- ② 1年以上の被保険者期間（公務員である被保険者期間と民間の被保険者期間を合算した期間）を有すること
- ③ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上であること

【支給開始年齢】

支給開始年齢は次のとおりとなります。

【一般組合員の方】

生年月日	支給開始年齢
S28.4.2～S30.4.1	61歳
S30.4.2～S32.4.1	62歳
S32.4.2～S34.4.1	63歳
S34.4.2～S36.4.1	64歳
S36.4.2以降	65歳

【特定消防組合員の方】

生年月日	支給開始年齢
S30.4.2～S34.4.1	60歳
S34.4.2～S36.4.1	61歳
S36.4.2～S38.4.1	62歳
S38.4.2～S40.4.1	63歳
S40.4.2～S42.4.1	64歳
S42.4.2以降	65歳

【請求手続】

年金の受給権発生日（支給開始年齢の到達日）の概ね2～3か月前に共済組合又は日本年金機構等からご自宅に「年金請求書」が送付されます。請求書に同封されている案内等をご確認のうえ、受給権発生日以降に共済組合又は日本年金機構等にご提出ください。

【繰上げ請求】

60歳に到達すると支給開始年齢までの間に、繰上げて請求を行うことができます。

【繰上げ請求の注意点】

- 支給開始年齢から1月繰上げるごとに、年金額が0.4%（昭和37年4月1日以前生まれは0.5%）減額され、減額率は生涯変わりません。
- 繰上げ請求を行うと、同時に本来65歳から支給される老齢基礎年金等の繰上げ請求も行われます。
- 公務員として在職中（再任用含む。）に繰上げ請求を行うと、老齢厚生年金等は在職停止により全額又は一部が停止されるため、退職後に請求を行ってください。
- 退職後に厚生年金保険適用で再就職される場合は、在職老齢年金制度により老齢厚生年金が停止される場合があります。

◆退職等年金給付（年金払い退職給付）

退職等年金給付は、退職共済年金の職域年金相当部分に代わる新たな年金として設けられたもので、平成27年10月1日以降の組合員期間があり、要件を満たした方が給付の対象となります。

退職等年金給付は、半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として65歳から支給されます。65歳到達時に共済組合から請求案内を送付いたします。60歳以上の退職者で繰上げ請求を希望する場合は、共済組合年金係へご連絡ください。

◆60歳未満の退職予定者に係る制度及び手続

60歳未満の方で、再就職しない場合は国民年金に加入する必要があります。

また、60歳未満の被扶養配偶者についても、組合員の退職に伴って国民年金第3号被保険者の資格を喪失してしまいますので、加入手続が必要となります。

なお、加入手続をする窓口は、退職後に加入する医療保険（健康保険）制度によって異なります。

退職後の医療保険	退職後の国民年金制度の適用 (20歳以上60歳未満の方が適用されます)	加入手続窓口
①再就職先の医療保険制度	組合員→第2号被保険者 被扶養配偶者→第3号被保険者	再就職先
②家族が加入する医療保険制度	配偶者の被扶養者になる場合 組合員→第3号被保険者	配偶者の勤務先
	配偶者以外の家族の被扶養者になる場合 組合員・被扶養配偶者→第1号被保険者	居住する市町村
③共済組合の任意継続組合員制度	組合員・被扶養配偶者→第1号被保険者	居住する市町村
④国民健康保険制度	組合員・被扶養配偶者→第1号被保険者	居住する市町村

※加入手続には共済組合が交付する資格喪失証明書の届出が必要な場合があります。

資格喪失証明書は、4月上旬に共済組合事務担当課あてに送付予定です。

◆その他、お願い

退職された後も、共済組合から年金請求の案内や「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付の給付算定基礎額残高通知書」などをご自宅にお送りすることがあります。

年金請求前に、転居等により住所に変更があった場合は、「年金待機者異動報告書」で共済組合までご報告ください。

なお、当該様式は全国市町村職員共済組合連合会のホームページにも掲載されています。

(年金関係情報—各種申請書類の様式および記入例—その他届出書類)

[全国市町村職員共済組合連合会のホームページ]

<https://ssl.shichousonren.or.jp/>

全国市町村職員共済組合連合会

検索